

養介護施設従事者のための

富田林市

高齢者虐待対応マニュアル

平成29年 3月作成

令和 4年 9月修正

富田林市



はじめに

2006（平成18）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」）」が施行され、10年が経過しましたが、厚生労働省の調査においては、高齢者虐待に関する通報・相談等の件数は増加しており、また、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、報道でもたびたびクローズアップされるなど、深刻な被害を見聞きすることが少なくありません。

この間、本市においては高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、「富田林市高齢者虐待防止マニュアル」を平成19年2月に作成し、高齢者虐待対応において、市と地域包括支援センターの役割を明確化。虐待対応の専門性の強化を図るために、「市・地域包括支援センター職員のための富田林市高齢者虐待対応マニュアル」を平成25年5月に作成しました。また、実際に平成23年度に高齢者虐待を通報した人の約4割が介護従事者（介護支援専門員や介護保険事業所の職員）であったという統計があることから、平成26年3月には「介護従事者のための富田林市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しました。

今回「養介護施設従事者のための富田林市高齢者虐待対応マニュアル」を作成したのは、高齢者虐待防止法において、養介護施設従事者には、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない努力義務を、また、生命又は身体に重大な危機が生じている高齢者虐待を発見した場合には、速やかに市町村に通報しなければならない通報義務も課しており、日頃から高齢者と接し、支えている養介護施設従事者の皆さんが、施設での虐待とはどういうものか、虐待がおこった時どのように行動するのかを知っていただくことで、いち早く虐待につながる可能性を発見したり、高齢者虐待を未然に防ぐことができるからです。

そのための基本的な知識を身につけていただけるよう、今後このマニュアルを職場内研修等で十分活用していただき、市や地域包括支援センターと協働しながら、高齢者虐待ゼロの富田林市を目指して取り組んでいきましょう。

平成29年3月

富田林市健康推進部高齢介護課長
松本 徹

目 次

マニュアルの活用方法	5
虐待防止自己チェックシート	6
基礎編	7
1. 自分が働く施設では、虐待は起こらないと思う	7
2. 虐待は基本的人権の侵害であり、許されないことである	7
★高齢者虐待の定義	7
3. 施設職員および管理者は、虐待（疑い含む）を発見したときには通報義務がある	8
4. 通報先を知っている	8
★個人情報の取り扱いについて	9
★虐待対応の流れ～抱え込まず連携して対応していきましょう～	10
5. 家庭内虐待の被虐待者を施設が受け入れることもある	11
★やむを得ない事由による措置とは？	11
ケア編	12
★虐待の定義と類型	12
1. シャワーなど、湯加減を本人に確認せずにかけて、やけどをさせてしまうことは虐待ではない	13
2. 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否をしているのに工夫もせずに口に入れて食べさせることは、虐待である	13
★身体的虐待の具体例	13
3. 必要な体位の調整や栄養管理を怠ることは、虐待である	14
4. 認知症があり、何度もナースコールを鳴らすので、手の届かない所に置いていることは、虐待である	14
★ネグレクトの具体例	14
5. 子ども扱いするような呼称で呼ぶことは、虐待ではない	15
6. 話しかけやナースコール等を無視することは、虐待ではない	15
★心理的虐待の具体例	15
7. 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、裸にしたり、下着のまままで放置することは、虐待ではない	16
8. オムツ交換時など、他者にその場面を見せないための配慮をしないことは、虐待である	16

★性的虐待の具体例	16
9. 立場を利用して、お金を借りることは、虐待である	17
10. 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要することは、虐待である	17
★経済的虐待の具体例	17
11. ベッドから勝手に降りると危険なので、安全のために柵で囲むことは、虐待でない	17
12. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させることは、虐待である	18
★身体拘束の緊急やむを得ない3つの要件	19
★言葉による拘束「スピーチロック」	20

環境編 21

1. 自分や他職員の介護の仕方に疑問を感じてもそのままにしている 21
2. 職員同士のコミュニケーションはとれている 21
3. 介護に関する知識や技術、経験が未熟だと虐待につながりやすい 22
4. ストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある 22
5. 職員の労働条件と施設内虐待は関係がない 22

取組編 23

1. 施設内外の虐待防止にかかる研修に参加したことがある 23
2. 施設内で、虐待防止に関するマニュアルを使用している 23
3. ケアの質の向上に向けた施設としての取り組みがある 23
4. 利用者、家族からの苦情を解決するための体制が整備されている 23
5. 職員の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取り組みがある 23

管理編 24

1. 「施設虐待の疑いがある」と通報した職員は、管理者の判断で解雇できない 24
2. 虐待は違法行為であり、養護者のみならず、施設としても責任を問われる 25
3. 虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている 25

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 26

参考文献・資料 32

マニュアルの活用方法

P. 6 ページにある『虐待防止自己チェックシート』を行ってみましょう。

①内容を読んで、記憶・理解しましょう。

②基本的な知識や現場での経験をもとに、虐待のない適切なケアについて考えましょう（振り返りましょう）。

一度『虐待防止自己チェックシート』を行えば終わり・・・ではなく、定期的に行い、前回との比較を行ってみましょう。

疑問に思ったことは、スタッフ間で共有するために、グループ討議し、得た知識等を、実際のケアに結びつけましょう。

★虐待防止 自己チェックシート★

基礎編	1	自分が働く施設では、虐待は起こらないと思う	は い	いいえ	P. 7 ～ P. 11
	2	虐待は基本的人権の侵害であり、許されないことである	は い	いいえ	
	3	施設職員および管理者は、虐待（疑い含む）を発見したときには通報義務がある	は い	いいえ	
	4	通報先を知っている	は い	いいえ	
	5	家庭内虐待の被虐待者を施設が受け入れることもある	は い	いいえ	
ケア編	1	シャワーなど、湯加減を本人に確認せずにかけて、やけどをさせてしまうことは、虐待ではない	は い	いいえ	P. 13 ～ P. 18
	2	食事の際に、職員の都合で、本人が拒否をしているのに工夫もせずに口に入れて食べさせることは、虐待である	は い	いいえ	
	3	必要な体位の調整や栄養管理を怠ることは、虐待である	は い	いいえ	
	4	認知症があり、何度もナースコールを鳴らすので、手の届かない所に置いていることは、虐待である	は い	いいえ	
	5	子ども扱いするような呼称で呼ぶことは、虐待ではない	は い	いいえ	
	6	話しかけやナースコール等を無視することは、虐待ではない	は い	いいえ	
	7	排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、裸にしたり、下着のまま放置することは、虐待ではない	は い	いいえ	
	8	オムツ交換時など、他者にその場面を見せないための配慮をしないことは、虐待である	は い	いいえ	
	9	立場を利用して、お金を借りることは、虐待である	は い	いいえ	
	10	事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要することは、虐待である	は い	いいえ	
	11	ベッドから勝手に降りると危険なので、安全のために柵で囲むことは、虐待でない	は い	いいえ	
	12	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させることは、虐待である	は い	いいえ	
環境編	1	自分や他職員の介護の仕方に疑問を感じてもそのままにしている	は い	いいえ	P. 21 ～ P. 22
	2	職員同士のコミュニケーションはとれている	は い	いいえ	
	3	介護に関する知識や技術、経験が未熟だと虐待につながりやすい	は い	いいえ	
	4	ストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある	は い	いいえ	
	5	職員の労働条件と施設内虐待は関係がない	は い	いいえ	
取組編	1	施設内外の虐待防止にかかる研修に参加したことがある	は い	いいえ	P. 23 ～ P. 23
	2	施設内で、虐待防止に関するマニュアルを使用している	は い	いいえ	
	3	ケアの質の向上に向けた施設としての取り組みがある	は い	いいえ	
	4	利用者・家族からの苦情を解決するための体制が整備されている	は い	いいえ	
	5	職員の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取り組みがある	は い	いいえ	
管理編	1	「施設虐待の疑いがある」と通報した職員は、管理者の判断で解雇できない	は い	いいえ	P. 24 ～ P. 25
	2	虐待は違法行為であり、養護者のみならず、施設としても責任を問われる	は い	いいえ	
	3	虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている	は い	いいえ	



●基礎編

1. 自分が働く施設では、虐待は起こらないと思う・・・いいえ

あらゆる施設で虐待は起こりえます！

虐待防止のために、この“養介護施設従事者のための高齢者虐待対応マニュアル”を活用していただきたいと思います。

2. 虐待は基本的人権の侵害であり、許されないことである・・・はい

虐待は違法です！

人権侵害にあたります。



高齢者虐待の定義

法律の名称：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(※巻末資料P. 26～P. 31参照) 以下、「高齢者虐待防止法」

高齢者	65歳以上（法第2条第1項）
養護者	高齢者の日常生活において何らかの世話をする人 （必ずしも同居していなければならないわけではない）
養介護施設従事者等	老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所に従事する人 ※下表参照

養介護施設従事者等
とは・・・
直接介護に携わる
職員のほか経営者
と管理者層も含ま
れています。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」 または、 「養介護事業」 の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業 	

3. 施設職員および管理者は、虐待（疑い含む）を発見したときには通報義務がある ・・・はい

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所、その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

高齢者虐待を発見しやすい介護従事者は、早期発見に努めなければなりません！

（上記法項）

また、生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない通報義務があります。

（高齢者虐待防止法 第7条第1項）

通報等への対応は、養介護施設所在地の市町村が行います。

虐待を深刻化させないために・・・

早期発見・早期対応がカギですね！

※通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いは受けません。

（P. 24ページ参照）



4. 通報先を知っている・・・はい

市役所高齢介護課・ほんわかセンター（地域包括支援センター）へ
相談・通報してください。



- 富田林市高齢介護課 ☎0721-25-1000
- ほんわかセンター（地域包括支援センター）
- 第1圏域（喜志・第1中学校区） ☎0721-25-1000（市役所）
- 第2圏域（第2中学・第3中学校区） ☎0721-25-8205（かがりの郷）
- 第3圏域（藤陽・明治池
葛城・金剛中学校区） ☎0721-28-8631（けあばる）
☎0721-28-3166（けあばる金剛）



通報って、何を伝えればいいの？
勝手に通報すると、守秘義務違反になるの？



下記の項目について、把握している範囲で、情報提供してください。

※ある程度把握してからでなければ、相談、通報してはならないということではありません。相談、通報までに時間がかかりすぎると、事態が悪化する恐れがあります。



1	養介護施設・事業所の情報（名称、所在地、施設・事業所種別、建物の特徴等）
2	被虐待高齢者に関する情報（氏名、性別、現在の所在、施設の場合は居室、心身の状況等）
3	虐待の内容や状況、証拠の有無や提出の可否
4	通報者等に関する情報（氏名、連絡先、連絡方法、連絡の可否等）
5	本人の意思判断能力（認知症の状況など）
6	虐待者に関する情報（氏名、性別、特徴、職種等）
7	いつ発生したものか（時期の特定）
8	どこで発生したものか（場所の特定）
9	身体状況（アザ・傷があるなど）
10	情報源はどこか（実際に見聞きした、誰かから聞いた等）

※すべてが確認されている必要はありません

個人情報の取り扱いについて

【個人情報保護法第16条第3項および第23条第1項の例外規定】

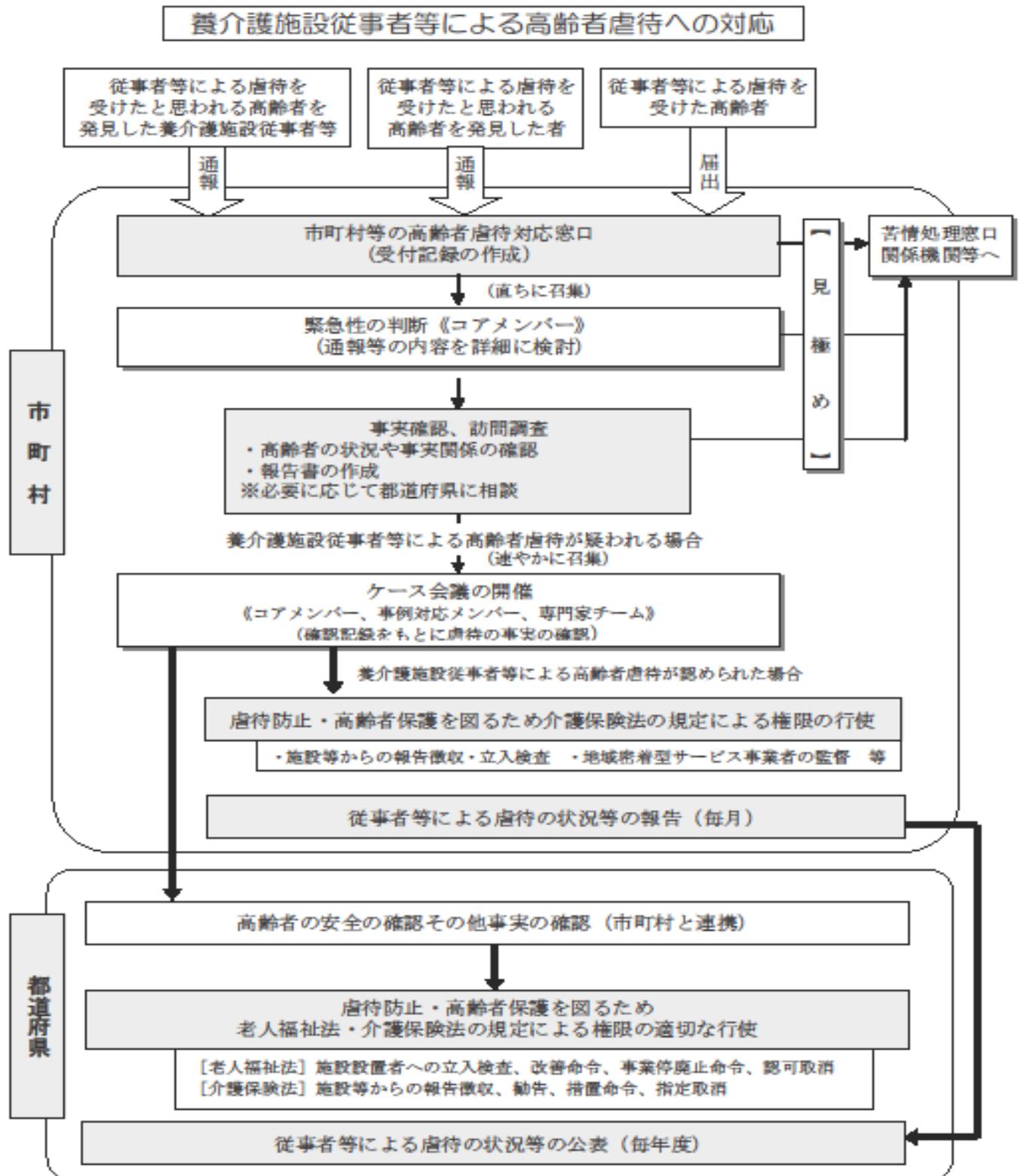
個人情報保護法の利用目的による制限、第三者提供の制限は、次に示すような場合には、例外が認められています。

- 一、法令に基づく場合
 - 二、人の生命、身体または、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三、略
 - 四、国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 以下、略



**個人情報保護法よりも優先されるんですね。
気になることがあれば、早めに相談が大切ですね！**

虐待対応の流れ～抱え込まず連携して対応していきましょう～





5. 家庭内虐待の被虐待者を施設が受け入れることもある・・・はい

ケースによっては、被虐待者を養護者から分離する場合があります。

その場合には、緊急避難先として、施設での受け入れを行う場合があります。

契約により、短期入所を利用する場合もあれば、「養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置」を講じる場合もあります。

やむを得ない事由による措置とは？



市町村長は「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、職権により介護保険サービスを利用させることができます。

ポイント

やむを得ない措置を講じる例

○高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合

(例) 緊急性はないものの、認知症等で高齢者の判断能力が減退して高齢者の意思が確認できず、かつ、養護者が高齢者の生活に必要なサービスの利用を拒否している場合

○高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）

(例) 高齢者に判断能力はあるが、養護者の虐待をおそれ、あるいは養護者のことをかばい（共依存の場合も）、サービス利用を拒否する場合
施設や介護保険サービスへの無知や偏見等から、虐待を耐えてでもサービス利用を拒否する場合

○面会制限の適用が必要な場合

(例) 高齢者自らが養護者等との分離を望んでいるにもかかわらず、養護者の過去の言動から、高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合



入所すれば、市や地域包括支援センターの支援は終了？

状況に応じて、市や地域包括支援センターも協力しながら、支援していきます。

NO



支援とは・・・①養護者からの保護と精神面での支援

②養護者への支援（介護負担・経済的困窮の場合の支援等）

③やむを得ない事由による措置解除の判断と契約への移行

●ケア編

確認された行為が虐待に該当するかどうかは、法の趣旨や虐待の定義に照らし合わせ、事実に着目し客観的・総合的に判断する必要があります！

虐待の定義と類型

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待を、養介護施設に入所または養介護事業を利用する高齢者に対して行う次の行為と規定しています（法第2条第5項）。



ポイント

イ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

ニ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。



高齢者虐待防止法の中では、虐待の定義を、
①身体的虐待、②ネグレクト、
③心理的虐待、④性的虐待、
⑤経済的虐待の5つと定めているんですね！

1. シャワーなど、湯加減を本人に確認せずにかけて、やけどをさせてしまうことは、虐待ではない・・・いいえ

身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為であり、この場合も身体的虐待と判断されることがあります。

故意でなくても虐待と捉える場合もありますので、適切なケア（声掛け・対応など）が大切です。

2. 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否をしているのに工夫もせずに口に入れて食べさせることは、虐待である・・・はい

本人の利益にならない強制（職員の都合）による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う（本人が拒否をしているのに口に食べ物を入れる）行為であり、身体的虐待となります。



身体的虐待の 具体例

暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけて火傷をさせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。物を投げつける。 など。

本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車いすやベッド等からの移乗時に、必要以上に身体を高く持ち上げる。

など。

「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（具体例はP. 19 参照）



3. 必要な体位の調整や栄養管理を怠ることは、虐待である・・・はい

必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為であり、**介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）**となります。

4. 認知症があり、何度もナースコールを鳴らすので、手の届かない所に置いていることは、虐待である・・・はい

高齢者を長時間放置することや、養護すべき職務上の義務を著しく怠る行為となり、**介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）**となります。

ネグレクトの 具体例

- 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為**
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着ている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・室内にゴミが放置されている、ゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

- 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為**
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・処方通りの服薬をさせない。副作用が生じているのに放置している。
処方通りの治療食を食べさせない。 など

- 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為**
 - ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
 - ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など

- 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置**
 - ・他利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何らかの予防的手立てをしていない。 など。

5. 子ども扱いするような呼称で呼ぶことは、虐待ではない・・・いいえ

高齢者との接し方について、敬意をもってわかりやすく話すのと、相手を子ども扱いして話すのとでは大違いです。「子ども扱いする」ことは、侮辱的な発言や態度をとる行為として、**心理的虐待**と判断されます。

6. 話しかけやナースコール等を無視することは、虐待ではない・・・いいえ



高齢者や家族の存在・行為を否定すること、無視するような発言または態度などについては、**心理的虐待**と判断されます。

心理的虐待の 具体例

威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「施設にいられなくしてやる」「追いだすぞ」などと言い脅す。 など

侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」などと侮辱的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

高齢者や家族の存在・行為を否定、無視するような発言、態度

- ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる。 など

心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えて欲しいという訴えを、理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。



その他

- 車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

7. 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、裸にしたり、下着のままに放置することは、虐待ではない・・・いいえ

本人との間で合意形成がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要として、**性的虐待**となります。

8. オムツ交換時など、他者にその場面を見せないための配慮をしないことは、虐待である・・・はい

故意でなくても、高齢者に対するわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせることとして、**性的虐待**となります。

性的虐待の 具体例



本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- 性的な話をし強要する（無理やり聞かせる、話をさせる）。
- わいせつな映像や写真を見せる。
- 本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
- 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など



9. 立場を利用して、お金を借りることは、虐待である・・・はい

高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ることは、**経済的虐待**となります。

「立場を利用して」は勿論のこと、「利用者からお金を借りること」が虐待以前に倫理上の問題かとも思います。

10. 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要することは、虐待である・・・はい

高齢者に判断能力があり、その真摯な意思に基づいて、事業所に金銭を寄付、贈与する契約を締結した場合には、経済的虐待と判断するのは困難ですが、「施設に世話になっているから断りにくい」「断ると不利益があるかもしれない」など、やむを得ず寄付・贈与するような場合には、**経済的虐待**に該当する場合があります。

経済的虐待の 具体例

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・立場を利用して、「お金を貸して欲しい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

11. ベッドから勝手に降りると危険なので、安全のために柵で囲むことは、虐待でない・・・いいえ

「利用者の行動を制限する行為」に該当するので、身体拘束（**身体的虐待**）となります。



12. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させることは、虐待である・・・はい

本人の意向に沿っていない、また行動を制限する行為として、身体拘束（身体的虐待）となります。

介護保険指定基準の身体拘束禁止規定^{※2}

「サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」

身体拘束（身体的虐待）の対象となる具体例・・・

- ① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（「身体拘束ゼロへの手引き」より）



「本人のために！」と思って行っていることでも、
身体拘束につながってしまうことがあるんですね。

ポイント

身体拘束の緊急やむを得ない3つの要件

●切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

●非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

●一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

注意

注意事項があります！

《注意事項》

- ・ 緊急やむを得ない場合とは、上記3要件をすべて満たすことが定められている。
- ・ 緊急やむを得ない場合の判断は、担当職員個人又はチームでなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断することを原則とする。
- ・ 身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めなければならない。
- ・ 常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除しなければならない。
- ・ 身体拘束の態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- ・ 記録は、サービスが完結してから5年間保存しなければならない。

身体拘束がもたらす弊害

- 身体的弊害**：身体機能の低下や褥創の発生など外的弊害・食欲低下や心肺機能や感染症への抵抗力低下など内的弊害・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性 など
- 精神的弊害**：不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発 家族に与える精神的苦痛・スタッフが誇りを失い、士気が低下する など
- 社会的弊害**：介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれ など



身体拘束をするってことは、管理や運用に、
最大限の注意を要らなければならないんですね・・・

ポイント

言葉による拘束「スピーチロック」

スピーチロックとは、言葉によって利用者の行動を抑制し、制限したりする介護者の「言葉による対応」を指します。

スピーチロックは身体的な拘束をしているわけではないけれども、身体拘束と同等のダメージがあるため、利用者の自由を奪う拘束行為として知られています。

スピーチロックを受けた利用者は、精神的な自由を奪われ、自由な行動を妨げるものです。

●スピーチロックの具体例

- ・動いたらダメ
- ・早く食事して
- ・立ち上がらないで
- ・どうしてそんなことをするの



「利用者を思った言葉」を使う事で、
スピーチロックを廃止することができますね。

ちょっと一息！

みなさん、しんどいなー、やる気が出ないなーという時のリフレッシュの方法をもっていますか？こちらでは「労宮（ろうきゅう）」のツボをご紹介します！

握りこぶしを作った時に、中指と薬指の先端が触れるあたりにあり、ストレス・疲労・不眠に効くと言われています。このツボを中心に手のひら全体をやや強めに指圧してみましょう。

自分に合ったリフレッシュの方法を見つけ、ストレスをためないようにしましょう！！



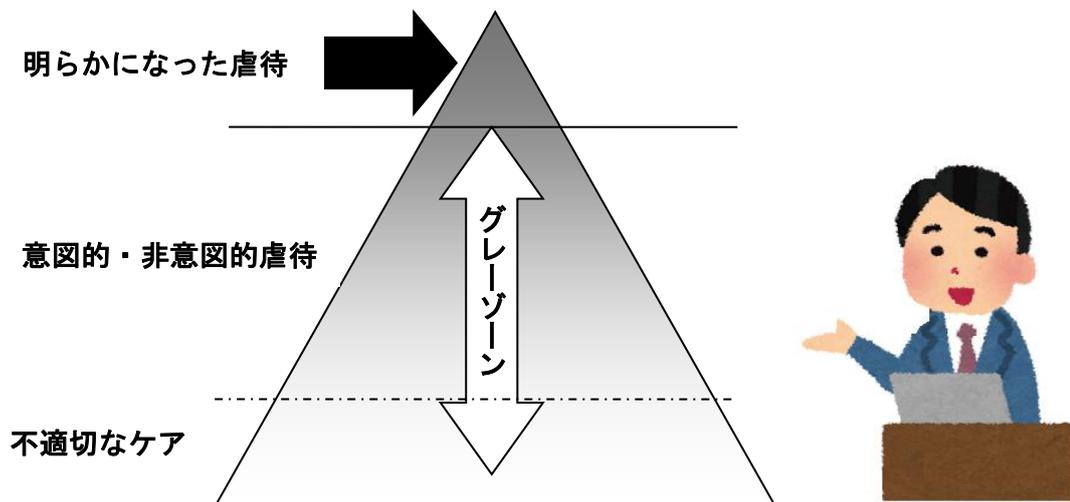
●環境編

1. 自分や他職員の介護の仕方に疑問を感じてもそのままにしている・・・いいえ

人によって、倫理観・価値観は違い、絶対に正しいということはありません。

現場では「明らかに虐待であるという事例」よりも「虐待かどうか分からない事例」の方が多く存在し、これを「グレーゾーン」と呼びます。下の図のようにささいな「不適切なケア」が放置されると、それが蓄積・拡大されて虐待へつながっていくといえます。

「不適切なケアへの対応が虐待の芽を摘む」と認識し、職場で介護の仕方について話し合い、職場全体で質の高いケアへの共通認識をもって、介護に取り組んでいきましょう。



2. 職員同士のコミュニケーションはとれている・・・はい

あなたの現状や体験から答えられたと思います。

平成24年度に富田林市で行った『養介護施設でのケアに関するアンケート』では、高齢者虐待や不適切なケアをしないために、職員に相談するよう心がけているという意見が複数ありました。一人で抱え込まずに同僚や上司達に相談しましょう。他の職員が工夫していることや先輩の経験談、チームとしての対応等を共有することが、効率的なスキルアップや負担感の軽減、環境の改善につながります。

利用者、職員ともに笑顔で過ごせる施設や事業所を目指しましょう。

3. 介護に関する知識や技術、経験が未熟だと虐待につながりやすい・・・はい

厚生労働省『介護サービス従事者による高齢者虐待発生要因の調査（平成26年度）』
※¹では、介護サービス従事者による高齢者虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が6割以上を占めています。技術や経験が未熟なうちは利用者の反応に適切に対応できるとは限りません。介護に関する正しい知識・技術を身につけ、高齢者虐待に対する理解を深めることで様々な場面に対応でき、高齢者虐待防止につながります。

※¹ 虐待の発生要因（複数回答）（注）回答のあった294件の事例を集計

内 容	件 数	割合（％）
教育・知識・介護技術等に関する問題	184	62.6
職員のストレスや感情コントロールの問題	60	20.4
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	17	5.8
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	15	5.1
倫理感や理念の欠如	20	6.8
虐待を行った職員の性格や資質の問題	29	9.9
その他	3	1.0

4. ストレスや疲労の蓄積は、虐待につながる可能性がある・・・はい

5. 職員の労働条件と施設内虐待は関係がない・・・いいえ

高齢者虐待はある日突然起こるわけではありません。
ストレスが上手に対処できないまま蓄積されると、その表れである不適切な行動が少しずつ増えていきます。それがエスカレートしていくことによって、虐待を行ってしまう可能性が生じてくることがあるので、十分気をつけなければなりません。



●取組編

1. 施設内外の虐待防止にかかる研修に参加したことがある・・・はい
 2. 施設内で、虐待防止に関するマニュアルを使用している・・・はい
-



どのような行為が虐待にあたるか、自分の施設にマニュアルがあるか、どのような内容になっているか職場で確認・共有してみましょう。日頃から適切なケアや虐待マニュアルについて理解し共通の認識を持つておくことで、虐待（の疑い）が生じたときにスムーズに行動することができます。



3. ケアの質の向上に向けた施設としての取り組みがある・・・はい
-

介護に関する正しい知識・技術を身につけ、高齢者虐待に対する理解を深めることで様々な場面に対応でき、高齢者虐待防止につながると考えられます。

4. 利用者・家族からの苦情を解決するための体制が整備されている・・・はい
-

苦情を積極的に受け入れると、問題を早期に認識でき深刻な虐待などを予防できる可能性があります。苦情対応に対する透明性や客観性を確保するために第三者委員会の設置が望ましいとされています。

5. 職員の働きやすさに関する改善に向けた施設としての取り組みがある・・・はい
-

平成24年度に富田林市で行った『養介護施設でのケアに関するアンケート』では、高齢者虐待や不適切ケアの要因として「人員配置が少ない」（54%）「職員のストレス」（47%）「モラルの低さや知識不足」（44%）となっています。職員・管理職も交えて働きやすい職場について話し合ってみましょう。



●管理編

1. 「施設虐待の疑いがある」と通報した職員は、管理者の判断で解雇できない ・・・はい

通報した職員に、そのことを理由に不利益な処遇
(解雇、降格、減給、退職の強要、専ら雑務に従事させること等)
を行うことは違法です。



高齢者虐待防止法 (高齢者虐待の早期発見等)

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報・・・

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4、5、略

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

高齢者の権利を守るために、通報した者は保護されています。



通報は勇気のいることですが、
専門職として、正しい行動を取ることが大切です。

2. 虐待は違法行為であり、養護者のみならず、施設としても責任を問われる

・・・はい

虐待は違法です！また、当然人権侵害にあたります。

たとえ上司の指示であっても行うことができません。上司の指示が法律を超える力をもつことはありません。雇用契約上、職員が上司の指示に従うことになっていても、「違法な指示」はもとより無効です。

身体的虐待により、被害者に傷害などを与えたときには当然、損害賠償請求の対象になります。経済的虐待も同様です。ときには、傷害罪や横領罪などの刑法等の犯罪に該当する場合があります。

また行政が「指導」や「監査」を行い、事案によっては「勧告」「指定取消」などの行政処分を下すことがあります。なお、虐待の内容は各都道府県で集約され、年度ごとに公表されます。



3. 虐待が確認された場合、管理者としてとるべき方策を知っている・・・はい

《対応例》

通 報	虐待の通報は施設に働く者全員の義務であり、管理者だけの義務ではありません。通報先を明確にし、すみやかに通報できるように整備しておく必要があります。
事実確認	市による事実確認調査を実施します。関係者や管理者との面接、記録や報告書の提出に応じます。
対 応	虐待が確認された場合は、市や関係者と対応方針等を協議します。関連する事項については適宜、市担当部局、家族、職員等に報告します。被虐待高齢者へのケア、加害者（職員等）に対する処分や処遇、再発防止策についての検討や計画を作成します。
再発防止	被虐待高齢者へのケア、再発防止策の実施・評価をします。

◆高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同

法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又

は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律

第百三十六号) その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号 又は第三号 の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項 の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する

届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な

危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二條 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四條 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五條 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六條 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七條 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八條 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九條 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。（検討）

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防

止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

(平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日

三 第二条、第十二条及び第十八条並びに附則第七条から第十一条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十五条、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第八十六条の規定 平成十九年四月一日

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第百三条、第百九条、第百十四條、第百七條、第百二十條、第百二十三條、第百二十六條、第百二十八條及び第百三十條の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第百一条、第百四条、第百七条、第百八条、第百十五条、第百十六条、第百八条、第百二十一条並びに第百二十九条の規定 平成二十年十月一日

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合に

おけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一條、第四十七條(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

(平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

◆参考文献・資料

- ・厚生労働省 平成18年4月 「高齢者虐待・養護者支援への対応について」
- ・厚生労働省 平成13年3月 「身体拘束ゼロへの手引き」「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行
- ・厚生労働省 平成26年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
- ・日本社会福祉士会 平成24年3月 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のてびき」
- ・松戸市 平成23年度版 高齢者虐待防止マニュアル
- ・社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」



笑顔で暮らせるまち “富田林”

富田林市高齢介護課 富田林市役所	☎0721-25-1000
富田林警察署	☎0721-25-1234

喜志・第一中学校区担当 第1ほんわかセンター（富田林市高齢介護課） 富田林市役所	☎0721-25-1000
第二・第三中学校区担当 第2ほんわかセンター（富田林市社会福祉協議会） コミュニティーセンターかがりの郷	☎0721-25-8205
金剛・葛城・藤陽・明治池中学校区担当 第3ほんわかセンター（富田林市福祉公社） けあばる	☎0721-28-8631
第3ほんわかセンター（富田林市福祉公社） けあばる金剛	☎0721-28-3166

養介護施設従事者のための
富田林市高齢者虐待対応マニュアル

発行 平成29年 3月 1日
発行者 富田林市 健康推進部
高齢介護課
作成協力 縄なわねっと施設部会

